

大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大阪市空家利活用改修補助事業補助金交付要綱の一部を次表により改正する。

傍線は改正

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、空家の利活用に向けた<u>安全で良質な</u>ストックへの改修を促進するため、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）に定めるもののほか、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する改修費用等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一～三 [略]</p> <p>四 補助事業者 補助事業を行う者で、次のいずれかに該当する<u>もの</u>をいう。</p> <p>イ 住宅再生型においては、空家の所有者、<u>空家の所有者の配偶者若しくは一親等内の親族又は空家を取得しようとする者若しくは賃借し自ら居住しようとする者。ただし、空家の所有者、空家の所有者の配偶者若しくは一親等内の親族又は空家を取得し自ら居住しようとする者のうち、当該空家について次条第1項及び第5項のいずれの補助も受けない若しくは受ける予定のないものを除く。</u></p> <p>ロ 地域まちづくり活用型においては、空家を所有する非営利団体、空家を取得若しくは賃借し、自ら使用しようとする非営利団体又は当該空家において非営利団体が地域まちづくりに資する活動を行うことについて合意している空家の所有者</p> <p>五～十二 [略]</p> <p>十三 耐震改修設計</p> <p>イ 住宅再生型においては、次に該当するものをいう。</p> <p>(1) [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、空家の利活用に向けた良質なストックへの改修を促進するため、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）に定めるもののほか、住宅の性能向上や地域まちづくりに資する改修費用等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>一～三 [同左]</p> <p>四 補助事業者 補助事業を行う者で、次のいずれかに該当する<u>者</u>をいう。</p> <p>イ 住宅再生型においては、空家の所有者、空家を取得しようとする者<u>又は賃借し自ら居住しようとする者。ただし、次条第1項及び第5項のいずれの補助も受けない若しくは受ける予定のない空家の所有者又は当該空家を取得し自ら居住しようとする者は除く。</u></p> <p>ロ 地域まちづくり活用型においては、空家を所有する非営利団体、空家を取得若しくは賃借し、自ら使用しようとする非営利団体又は当該空家において非営利団体が地域まちづくりに資する活動を行うことについて合意している空家の所有者</p> <p>五～十二 [同左]</p> <p>十三 耐震改修設計</p> <p>イ 住宅再生型においては、次に該当するものをいう。</p> <p>(1) [同左]</p>

改正後	改正前
<p>(2) 非木造においては、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると判断されたものについて、<u>地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断できる評価区分まで建物の耐震性を高める設計及び当該設計に基づく耐震診断で、耐震改修設計技術者が行うもの</u></p> <p>ロ [略]</p> <p>十四～十八 [略]</p> <p>(要件)</p> <p>第3条</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 耐震改修工事費補助制度は、耐震改修工事に要する費用（補助対象工事に係る費用に限る。以下「耐震改修工事費用」という。）に対する補助であり、補助事業の施行区域を大阪市全域とし、次の各号に掲げるものを対象とする。</p> <p>一 住宅再生型においては、次に掲げるすべての要件に該当すること</p> <p>イ～ロ [同左]</p> <p>ハ <u>補助事業者が、本市に住所を有することによって課税される市民税並びに補助申請建物の固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと</u></p> <p>二 地域まちづくり活用型においては、次に掲げるすべての要件に該当すること</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ <u>補助事業者が、本市に住所を有することによって課税される市民税並びに補助申請建物の固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと</u></p> <p>ハ [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>第4条～第31条 [略]</p>	<p>(2) 非木造においては、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると判断されたものについて、<u>耐震改修設計技術者が行う地震に対して安全な構造であると判断できる評価区分まで建物の耐震性を高める設計及び当該設計に基づく耐震診断</u></p> <p>ロ [同左]</p> <p>十四～十八 [同左]</p> <p>(要件)</p> <p>第3条</p> <p>1～3 [同左]</p> <p>4 耐震改修工事費補助制度は、耐震改修工事に要する費用（補助対象工事に係る費用に限る。以下「耐震改修工事費用」という。）に対する補助であり、補助事業の施行区域を大阪市全域とし、次の各号に掲げるものを対象とする。</p> <p>一 住宅再生型においては、次に掲げるすべての要件に該当すること</p> <p>イ～ロ [同左]</p> <p>ハ <u>補助事業者の住所地が大阪市内であること</u>によって課税される市民税並びに補助申請建物の固定資産税及び都市計画税が滞納されていないこと</p> <p>二 地域まちづくり活用型においては、次に掲げるすべての要件に該当すること</p> <p>イ [同左]</p> <p>ロ <u>補助事業者の住所地が大阪市内であること</u>によって課税される市民税並びに補助申請建物の固定資産税及び都市計画税が滞納されていないこと</p> <p>ハ [同左]</p> <p>5～6 [同左]</p> <p>第4条～第31条 [同左]</p>

改正後

〔別表第1～4 略〕

(別表第1) 必要書類一覧

Table with columns for document types (e.g., インスタレーション, 前貸契約) and rows for various conditions (e.g., 1. 委任状, 2. 付託契約, 3. 契約書). The table contains a grid of circles representing required documents.

改正前

〔同左〕

(別表第1) 必要書類一覧

Table with columns for document types and rows for various conditions, similar to the '改正後' table but with a different grid of required documents.

改正後	改正前
<p>◎：建物が昭和56年以前に建築された場合のみ  ▲：第14条第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ  ▼：第14条の2第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ  ●：変更があった場合のみ  ◆：非木造住宅の場合のみ  ■：建築確認申請が必要となる工事を行う場合のみ</p> <p>※1：平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類に限る。  ※2：「1 建築年次が確認できる書類」において、建物所有者が確認できる場合は省略することができる。  ※3：世帯全員の明記があるものが必要。  ※4：納税義務がない者であっても、省略は不可  ※5：住戸の全てが貸家である場合は不要  ※6：対象建物が第3条第5項第二号ロ、若しくは第6項第二号ロに規定する性能を有する場合、それが確認できる書類の提出を以て省略することができる。  ※7：木造住宅（木質系工業化住宅を除く）の耐震診断技術者が、第2条第7号イ(3)に規定する資格を有する者であり、かつ、建築士事務所所属する建築士でない場合は省略することができる。  ※8：既存状態の診断をした者の資格証も必要（木質系工業化住宅の場合を除く）  ※9：補助事業者が補助金交付の請求及び受領を事業者に委任する場合は、交付請求時でも可  ※10：非木造の場合、建築基準法関連規定等に適合していることを確認するための現地調査の結果を記載した書類等を含む  ※11：建物の登記が完了していない場合は、売買契約の支払いが確認できるもの（領収書等）に代えることができる。  ※12：賃貸借契約書等において、建物所有者の同意が確認できる場合は、それに代えることができる。</p> <p><input type="checkbox"/>：耐震改修設計に係る補助事業を行う年度と同一年度に耐震診断費補助制度Ⅰ型に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修設計の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、同通知書の写しを添付することにより省略することができる。</p> <p><input type="checkbox"/>：耐震改修工事に係る補助事業を行う年度と同一年度に、耐震診断費補助制度Ⅱ型または耐震改修設計に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修工事の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、同通知書の写しを添付することにより省略することができる。</p> <p>[様式1～様式19 略]</p>	<p>◎：建物が昭和56年以前に建築された場合のみ  ▲：第14条第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ  ▼：第14条の2第5項に規定する軽微な変更があった場合のみ  ●：変更があった場合のみ  ◆：非木造住宅の場合のみ  ■：建築確認申請が必要となる工事を行う場合のみ</p> <p>※1：平成12年に建築されたものにあつては、建築年月日が確認できる書類に限る。  ※2：「1 建築年次が確認できる書類」において、建物所有者が確認できる場合は省略することができる。  ※3：世帯全員の明記があるものが必要。  ※4：納税義務がない者であっても、省略は不可  ※5：住戸の全てが貸家である場合は不要  ※6：対象建物が第3条第5項第二号ロ、若しくは第6項第二号ロに規定する性能を有する場合、それが確認できる書類の提出を以て省略することができる。  ※7：木造住宅（木質系工業化住宅を除く）の耐震診断技術者が、第2条第7号イ(3)に規定する資格を有する者であり、かつ、建築士事務所所属する建築士でない場合は省略することができる。  ※8：既存状態の診断をした者の資格証も必要（木質系工業化住宅の場合を除く）  ※9：補助事業者が補助金交付の請求及び受領を事業者に委任する場合は、交付請求時でも可  ※10：非木造の場合、建築基準法関連規定等に適合していることを確認するための現地調査の結果を記載した書類等を含む  ※11：建物の登記が完了していない場合は、売買契約の支払いが確認できるもの（領収書等）に代えることができる。  ※12：賃貸借契約書等において、建物所有者の同意が確認できる場合は、それに代えることができる。</p> <p><input type="checkbox"/>：耐震改修設計に係る補助事業を行う年度と同一年度に耐震診断費補助制度Ⅰ型に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修設計の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、同通知書の写しを添付することにより省略することができる。</p> <p><input type="checkbox"/>：耐震改修工事に係る補助事業を行う年度と同一年度に、耐震診断費補助制度Ⅱ型または耐震改修設計に係る第23条に規定する補助金額の確定が通知されており、かつ、耐震改修工事の内容が第7条に規定する実績報告の内容と同じ場合は、同通知書の写しを添付することにより省略することができる。</p> <p>[同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

## 附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。